

第 1888 号
令和8年6月15日

裁判所時報

発 行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目 次)

◎裁判例 1

(民事)

- 出入国管理及び難民認定法61条の2の9第4項1号の規定は、同号所定の在留資格未取得外国人についての行政事件訴訟法25条2項の要件の判断に直ちに影響を及ぼさない
(令和8年(行フ)第1号・令和8年5月27日 第二小法廷決定 棄却)

(刑事)

- 公訴提起後の接見等禁止請求書と刑訴規則141条又は150条の準用の有無
(令和8年(シ)第416号・令和8年5月27日 第二小法廷決定 棄却)
- 刑訴法96条1項の規定により保釈を取り消す場合において、保釈取消し決定の後に保釈保証金没取決定をすることの可否
(令和8年(シ)第378号・令和8年5月29日 第三小法廷決定 棄却)

◎最高裁判所判例要旨 4

(民事)

- 都道府県公安委員会がしたライフル銃の所持についての許可を取り消す旨の処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法であるとされた事例
(令和7年(行ヒ)第25号・令和8年3月27日 第三小法廷判決 破棄自判)

◎記事 4

- 人事異動(5月20日～6月2日)

◎長官・所長・事務局長・事務局次長等一覧 6

裁判例

民事

◎ 出入国管理及び難民認定法61条の2の9第4項1号の規定は、同号所定の在留資格未取得外国人についての行政事件訴訟法25条2項の要件の判断に直ちに影響を及ぼさない

件名 難民審査請求棄却裁決効力停止決定に対する
抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和8年（行フ）第1号

令和8年5月27日 第二小法廷決定 棄却

抗告人 国

相手方 X

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告代理人坂本三郎ほかの抗告理由について

出入国管理及び難民認定法61条の2の9第4項1号は、同法61条の2第1項の申請をした在留資格未取得外国人が、当該申請前に本邦にある間に2度にわたり同申請を行い、いずれの申請についても同法61条の2の4第5項2号に該当することとなったことがある者に該当するときは、同法61条の2の9第3項の規定は適用しない旨を規定するが、このことが、上記在留資格未取得外国人についての行政事件訴訟法25条2項の要件の判断に直ちに影響を及ぼすものとは解されず、同項の「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に当たるというためには、難民の認定を行うべき相当の理由がある資料の存在の可能性についての疎明が必要であるともいえない。所論の点に関して以上と同旨をいう原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 岡村和美 裁判官 三浦 守 裁判官
尾島 明 裁判官 高須順一)

刑事

◎ 公訴提起後の接見等禁止請求書と刑訴規則141条又は150条の準用の有無

件名 接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

最高裁判所令和8年（し）第416号

令和8年5月27日 第二小法廷決定 棄却

申立人 甲

原 審 東京地方裁判所

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、検察官が公訴の提起後に裁判官に対してした接見等禁止請求に係る請求書については、検察官に返還することを定めた法令の規定はなく、刑訴規則141条も150条も準用されないと解すべきであるから、原々審において本件接見等禁止請求書を検察官に返還したために、同請求書を弁護人に閲覧させないまま原決定がされるに至った点は是認できないが、これは原決定に影響を及ぼさない。

よって、刑訴法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 高須順一 裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明)

◎ 刑訴法96条1項の規定により保釈を取り消す場合において、保釈取消し決定の後に保釈保証金没取決定をすることの可否

件名 保釈取消し決定及び保釈保証金の全部を没取する決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

最高裁判所令和8年（し）第378号

令和8年5月29日 第三小法廷決定 棄却

申立人 甲

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

1 本件各抗告趣意のうち、判例違反という点について

所論は、刑訴法96条2項に基づく保釈保証金没取決定を保釈取消し決定とは別の機会にすることができるとした原決定は、大阪高裁昭和27年（く）第28号同年9月6日決定・高刑集5巻10号1649頁と相反する判断をしたと主張する。原決定が上記判例と相反する判断をしたことは、所論指摘のとおりである。

しかしながら、刑訴法96条2項は、保釈保証金を没取する実体的な要件を定めたものであって、その決定の時期を限定した規定とは解されず、そのほか保釈保証金没取決定を保釈取消し決定と同時にしなければならないと解すべき根拠はないから、同条1項の規定により保釈を取り消す場合には、保釈取消し決定の後であっても、保釈保証金没取決定をすることができると解すべきである。これと同旨の原決定は正当である。

したがって、所論引用の判例を変更し、原決定を維持するのを相当と認めるから、所論引用の判例違反は、原決定取消しの理由とならない。

2 その余の各抗告趣意について

その余の各抗告趣意は、いずれも、憲法違反という点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

3 よって、刑訴法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 沖野眞已 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋)

最高裁判所判例要旨

民事

- 都道府県公安委員会がしたライフル銃の所持についての許可を取り消す旨の処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法であるとされた事例

令和7年（行ヒ）第25号
令8・3・27三小判 破棄自判
民集80巻3号本誌1884号

ライフル銃の所持についての許可を受けていた者がヒグマを駆除するため上記ライフル銃を発射した場合において、都道府県公安委員会が、上記の者は銃砲刀剣類所持等取締法（令和6年法律第48号による改正前のもの）11条1項1号に該当するとしてした、上記許可を取り消す旨の処分は、次の(1)～(5)など判示の事情の下では、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法である。

- (1) 上記の発射は、市の鳥獣被害対策実施隊員であった上記の者に対する市からの出動の要請を契機として行われた。
- (2) 上記の者は、一旦はヒグマを逃がすことを提案したものの、市の職員から住民が強く要望していることなどを理由として駆除を依頼されたため、上記の発射に及んだ。
- (3) 上記の発射に至るまでには、市の職員や警察官により付近の住民に対する避難誘導がされていた。
- (4) 上記の発射がされた地点からヒグマまでの距離は、18m前後であった。
- (5) 上記ライフル銃から発射された弾丸は、第三者が保持していた猟銃の銃床に当たって貫通したが、上記の発射によって同人に具体的な死傷の結果が生じたことはうかがわれない。

（補足意見及び意見がある。）

記事

◎人事異動

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 大分地方・家庭裁判所判事補 | |
| 東京地方・家庭裁判所判事補 | 友近仁洸
(5月20日) |
| 静岡地方・家庭裁判所浜松支部判事補 | |
| 千葉地方・家庭裁判所判事補 | 中村大樹
(5月21日) |
| 定年退官 | |
| 東京高等裁判所判事 | 辻川靖夫
(5月24日) |
| 東京高等裁判所判事 | |
| 水戸地方裁判所長 | 河本雅也 |
| 水戸地方裁判所長 | |
| 福島地方裁判所長 | 野口宣大 |
| 福島地方裁判所長 | |
| 東京地方・家庭裁判所立川支部長 | 金澤秀樹 |
| 東京地方・家庭裁判所立川支部長 | |
| さいたま地方・家庭裁判所判事 | 佐伯恒治 |
| さいたま地方・家庭裁判所判事 | |
| 東京高等裁判所判事 | 品川しのぶ
(以上5月25日) |
| 定年退官 | |
| 仙台簡易裁判所判事 | 佐藤真人
(5月29日) |
| 依願退官 | |
| 大阪家庭・地方裁判所岸和田支部判事 | 岡田総司 |
| 依願退官（退官後在外公館） | |
| 事務総局秘書課付 | 野原もなみ |
| 依願退官 | |
| 静岡地方・家庭裁判所浜松支部判事補 | 沢田優乃 |
| 岐阜地方・家庭裁判所判事補 | 津田康平
(以上5月31日) |
| 広島地方・家庭裁判所判事 | |
| 大阪高等裁判所判事 | 小川紀代子 |
| 岡山簡易裁判所判事 | |
| 大阪簡易裁判所判事 | 西嶋一恵 |
| 定年退官 | |
| 三条簡易裁判所判事兼新津簡易裁判所判事 | 白井敦広 |
| 依願退官 | |
| 岡山簡易裁判所判事 | 剣持 誠
(以上6月1日) |
| 村上簡易裁判所判事兼新津簡易裁判所判事 | |
| 村上簡易裁判所判事 | 樋口 豊 |

柏崎簡易裁判所判事兼長岡簡易裁判所判
事兼三条簡易裁判所判事
柏崎簡易裁判所判事兼長岡簡易裁判所
判事

黒澤和之
(以上6月2日)

[illegible]

※事務局次長の記載順は五十音順